

取引先が手形不渡りを出して倒産

Q

当社の取引先が手形不渡りを出して倒産したとの情報が入りました。今後の対応について教えてください。

A

1.手形不渡りによる倒産とのお話ですが、事実上の倒産状態（弁済期にある債務をどれもこれも弁済することができなくなり、ひいては経済活動を続行することが困難な状態）なのでしょうか。それとも何らかの裁判上の倒産手続をとられたのでしょうか。まず、この事実関係を確認していただくことが第一歩です。

2.ただ最近、破産が増えているようなので、取引先はおそらく破産手続に入ったものと仮定して以下詳述します。

破産は、裁判所が選任した破産管財人が、資産と負債を調査・整理して、各債権者に公平な弁済をすることを目的とする制度です。

3.破産手続は、破産宣告の申立てにより始まります。この申立ては、破産者（債務者）が自ら破産を申し立てる場合と、債権者が破産を申し立てる場合とがあります。ただ、裁判所が破産せねばならない状況を納得してもらえただけの資料を提出する必要がありますので、債権者がそれだけの資料をそろえることは至難です。よって、一般的には破産するしか道のない債務者が自ら破産申立てを行う場合（自己破産といいます）がほとんどです。

破産申立書には、破産に至った事情・原因、債権者の住所・名称、および債務の内容（金額、借金か買掛金かなど）、資産の内容および評価額などを記載します。また、これを裏付ける資料を添付する必要があります。添付資料としては、責務を裏付けるものとして金銭消費貸借契約書、売買契約書、納品受領書などがあります。資産を裏付けるものとしては、不動産登記簿謄本、預金通帳、自動車登録事項証明書、電話加入権の証明書などがあります。

4.破産申立てがあると、その内容を裁判所が調査します。その過程で、審尋手続もあります。この審尋手続とは、破産を申し立てた人または会社代表者が裁判所に出頭して、破産申立ての事情等を裁判官に口頭で説明する手続です。その結果、破産を相当とする事情があると認められますと破産

宣告が出されます。破産宣告と同時に、裁判所が破産管財人を選任し、債権届出期間および第1回債権者集会の期日を決定します。この破産管財人には一般に弁護士が選任されます。

この破産宣告および同時になされる決定事項を記載した書面は、裁判所にわかっている債権者（一般には破産申立書に債権者として記載された債権者）に郵便で通知されます。したがって、貴社が債権者であることを取引先が破産申立書に記載しておいてくれば、破産宣告が出された日時、破産管財人の氏名・住所、債権届出期間はいつまでか、第1回債権者集会の期日（日時）・場所などを裁判所が通知してくれます。

5.そこで、債権者である貴社としては、「破産債権届出書」（通知書と一緒に2通送られてきます）に債権額を記載し、それを裏付ける資料（契約書、納品書など）のコピーを添えて裁判所に提出することになります。この破産債権届出書およびその添付資料は2通とも裁判所に提出してください。このとき、利息・損害金は、破産宣告の前日までの分を計算して記載して下さい。

もし、破産宣告が出ているのに、貴社に通知書等が送付されてこない場合には、裁判所に破産者の名前を伝えて通知書等を送ってもらう手続をとって下さい。

6.この破産債権届出書に記載された債権額と資料を破産管財人が事前に調査して、債権調査期日において、その債権を破産債権として認めるか否かが発表されます。

破産管財人から異議の出なかった債権は、その全額が破産債権となり、その金額を前提に配当を受ける権利を取得したことになります。一方、破産管財人から異議の出された債権については、破産管財人が異議を取り下げるに足りる追加の資料を提出するか、債権確定訴訟を提起しないと、破産手続においては存在しない債権として扱われてしまいます。したがって、破産管財人から届け出た債権に対して異議が出された場合には、その異議理由を確認する必要があります。異議理由が納得できなければ、追加資料の提出や債権確定訴訟

を提起することになります。

なお、債権者の数が多い場合など破産管財人の調査が間に合わないこともありますし、破産債権届けに十分な資料が添付されておらず破産管財人から債権者に対して追加資料の提出を求めることもあります（この場合、調査の間に合わなかった債権については認否が「留保」され、第2回以降の債権調査期日において調査されます）。

また、破産債権者は、債権調査期日において他の債権者が届け出た債権に対して、異議を述べることもできます。ただ、現実には破産者がどのような内容の債務を負担していたかを詳細に知っている債権者は少ないので、債権者が他の債権者の届け出た債権に対して異議を述べることはほとんどありません。

7.なお、この破産宣告と同時に「本件破産を廃止する」という決定も出されることがあります。これは、破産者の全積極財産が、破産管財人を選任して破産手続を進めるまでもないほど少ない場合に出されます。この場合には、裁判所から通知は来ません。しかし、破産宣告がだされたことは官報に公告されますので、どうしても気になる場合には官報をチェックすることになります。破産手続を進めるまでもないほど財産が少ないのですから、配当もありません。この廃止を「同時廃止」といいます。

8.さて、配当の前提となるプラスの財産については、破産管財人が債権調査と同時に、または債権調査終了後に現金に換価する手続を行います。すべての財産が現金化されることによって、破産債権者への配当原資となります。この配当原資が幾らになるのか、破産債権として認められた債権の総額が幾らになるかによって配当率が決定されます。例えば、配当原資が100万円あって、破産債権合計額が5000万円（但し、後記の優先弁済を受けられる債権を除いた後に）であれば、配当率は2%ということになります。

9.ただ、破産管財人が財産の現金化に努力してみたものの、どうしても配当できるだけの財産が見つからない場合もあります。この場合には、破産

宣告の後に「本件破産を廃止する」という決定が出されることもあります。破産宣告と同時に廃止する旨の決定が出される場合を「同時廃止」というのは前述のとおりですが、今回のように破産手続を進めてみたものの廃止が決定される場合を「異時廃止」といいます。廃止決定の出される時期が異なるだけで破産債権者に対して配当がない点では同じです。

10.なお、貴社の破産債権に優先して弁済を受けることのできる債権があります。例えば破産管財人の報酬債権、租税債権、従業員の給与債権などです。これらの債権が多いと、ある程度現金が集まってもそちらに優先的に支払われてしまいますので、貴社が配当を受けられないこともあります。

11.貴社が破産手続において配当を受けられない、または債権の一部のみ配当を受けた場合に、破産者に対して残りの債権を請求できるのかが一番の問題かと思えます。

取引先が法人（会社）の場合には、破産手続の終了によって会社は消滅してしまいますので、残債権を請求することは不可能です。但し、貴社の債権につき連帯保証人がいれば、その人に請求することができます。

一方、取引先が個人の場合、免責決定が出されてしまえば、やはり請求はできなくなります。この免責決定は、破産者の申立てによって裁判所が審尋という手続を経て決定を出します。免責を不許可とする事由は破産法に定められています。例えば、財産を隠匿した、債務を虚偽に負担して正当な債権者への配当を妨害した、多額の借財を負った理由が浪費・賭博などの原因によるなどの事由がある場合には、免責不許可決定が出されることもあります。破産債権者は、免責審尋期日に出頭して免責すべきか否かにつき異議を申し立てて意見を述べることができますので、免責を不許可とする事由が存在する場合には、異議の申し立てをしてください。（それでの免責決定が出される場合もあります）。以上が破産手続の概要です。